

国旗の掲揚について

平成11年10月8日例規（警）第31号

〔沿革〕	平成16年3月例規（警）第21号	平成17年3月例規（警）第22号
	平成19年3月例規（警）第24号	平成21年5月例規（警）第23号
	平成21年8月例規（警）第34号	平成22年3月例規（警）第12号

国旗の掲揚については、平成11年11月1日より、次により取り扱うこととしたので誤りのないようにされたい。

記

1 掲揚する施設及び場所

県本部、県本部分庁舎、運転免許センター、第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、成田国際空港警備隊及び千葉県警察学校並びに警察署（幹部交番を含む。）の屋上又は屋外の掲揚ポールに国旗を掲揚する。

2 掲揚する日及び時間

国旗の掲揚は、毎日8時30分から17時15分までとする。

3 掲揚責任者

前記2に係る国旗の掲揚責任者は、当直勤務又は当番勤務の責任者をもって充てる。

4 行事における掲揚

術科大会、入校等の行事を開催する場合においては、その内容に則して、国旗を掲揚するとともに、国歌の斉唱、演奏等に努めるものとする。

5 掲揚の特例

(1) 掲揚責任者は、降雨等により掲揚が困難な場合、国旗を掲揚しないことができる。

(2) 庁舎を管理する所属長は、施設管理上において特別の事情のある場合、国旗を掲揚しないことができる。